

**役員等の構成の変化などに関する
第17回インターネット・アンケート
質問票《指名委員会等設置会社版》**

定時株主総会後の各社の役員等の構成の状況や各種実務の手続き等を定期的に調査するとともに、監査委員の活動実態を把握するため、定例の「インターネット・アンケート」を行います。

ご回答いただく設問数が多く、誠に恐縮に存じますが、今後、監査委員の活動状況等について、協会内外に対する貴重なデータとなりますので、是非ともご協力をお願いいたします。

アンケート実施期間 平成29年2月10日（金）～3月3日（金）午後5時

回答は、1社1回答でお願い申し上げます。

前の設問へ戻る場合は、画面左下の「前ページ」ボタンをクリックしてください。

※ご回答いただきました内容につきましては、個人や企業名が特定される形で公表されることは一切ありません。

指名委員会等設置会社のみご回答願います。

E-mail 又は FAX にてご案内申し上げました「第17回インターネット・アンケートへのご協力のお願い」に記載の「パスワード」をご入力ください。（1社につき1つ設定しております）

設問は、問21まで、全100問あります。（全ての会社が全問にご回答頂くものではありません。）

回答を途中で中断される場合には、各画面の下にある「回答を保存する」ボタンをクリックして既に回答された部分について保存して頂きますようお願いいたします。もう一度ログインすると、中断した画面から再開します。

回答日現在における貴社の状況についてご回答ください。

F1 定時総会前の会社機関構成

1. 現在と同じ（指名委員会等設置会社）
2. 取締役会＋監査役会＋会計監査人
3. 取締役会＋監査役＋会計監査人
4. 取締役会＋監査役（業務監査権限あり）
5. 取締役会＋監査役（会計監査権限のみ）
6. 監査等委員会設置会社
7. その他

F2 純粋持株会社

1. 純粋持株会社である
2. 純粋持株会社ではない

※ 純粋持株会社とは、主たる事業を持たず、株式の所有を通じて他の事業活動を支配することを目的としている会社をいいます。

特にことわりのない限り、直近に終了した定時株主総会后（6月総会会社の方は、平成28年6月に開催した定時株主総会后）の貴社の状況についてご回答ください。なお、総会后と現時点で構成等が異なる場合は、現時点の状況をご回答ください。

I 定時株主総会后の各社の役員等の構成について

問1 役員等の構成

該当箇所に数字をご入力ください。該当がない場合は空欄のまま次の設問にお進みください。

問1-1 取締役・執行役の人数

貴社の役員構成についてご回答ください。

	総数
1. 取締役人数	[]人
2. （うち、社外取締役の人数）	[]人
3. 執行役人数	[]人
4. （うち、取締役兼務者数）	[]人

※ 「社外取締役」とは、会社法2条15号に該当し、かつ、株主総会において「社外取締役」として選任された方をいいます。

問1-2 三委員会の委員構成

各委員会の委員構成についてご回答ください。

数字をご入力願います。該当がない箇所は空欄のままお進みください。

	総数	うち社外
1. 指名委員会	[]人	[]人
2. 報酬委員会	[]人	[]人
3. 監査委員会	[]人	[]人
4. （うち、常勤の監査委員）	[]人	[]人

※ 「常勤者」とは、いわゆる常勤的な勤務形態の立場の方を指すことといたします。

問 1-3 委員会の兼務状況（社外委員）

社外委員の委員会の兼務状況についてご回答ください。

該当項目のみ数字をご入力ください。

- | | |
|----------------|----------|
| 1. 監査+指名+報酬委員会 | []人 |
| 2. 監査+指名委員会 | []人 |
| 3. 監査+報酬委員会 | []人 |
| 4. 指名+報酬委員会 | []人 |

問 1-4 委員会の兼務状況（社内委員）

社内委員の委員会の兼務状況についてご回答ください。

該当項目のみ数字をご入力ください。

- | | |
|----------------|----------|
| 1. 監査+指名+報酬委員会 | []人 |
| 2. 監査+指名委員会 | []人 |
| 3. 監査+報酬委員会 | []人 |
| 4. 指名+報酬委員会 | []人 |

問 1-5 取締役指名の際の委嘱委員会の明示の有無

貴社では、指名委員会が新たな取締役を指名する際、どの委員会を委嘱するかまで明示していましたか。当てはまるものを選択してください。

1. 全委員会の全委員について明示していた
2. 全委員会の全社外取締役について明示していた
3. 監査委員会についてのみ全委員について明示していた
4. 監査委員会についてのみ社外取締役について明示していた
5. 全委員会の全委員について明示していなかった
6. その他

問 1-6-1 社外監査委員の前職又は現職

貴社の社外監査委員の前職又は現職についてご回答ください。

同一人が複数の項目に当てはまる場合は、主要なもの一つにつきご入力ください。

なお、「現職」とは、貴社の社外監査委員のほかに兼任している他社の役職員又は職業のことをいいます。

- | | | | |
|---------------------|---|---|---|
| 1. 親会社の役職員 | [|] | 人 |
| 2. 親会社以外のグループ会社の役職員 | [|] | 人 |
| 3. 大株主の役職員 | [|] | 人 |
| 4. 取引銀行の役職員 | [|] | 人 |
| 5. 取引先の役職員 | [|] | 人 |
| 6. 会社と無関係な会社の役職員 | [|] | 人 |
| 7. 公認会計士又は税理士 | [|] | 人 |
| 8. 弁護士 | [|] | 人 |
| 9. 大学教授 | [|] | 人 |
| 10. 官公庁 | [|] | 人 |
| 11. その他 | [|] | 人 |

※グループ会社とは、当該親会社及び会社法第 2 条 3 号に定める「当該親会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該親会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」を指し、具体的には当該親会社の他の子会社（兄弟会社）及び他の子会社の子会社（孫会社）等を含みます（会社法第 2 条 3 号の 2 に定める「子会社等」も含みます）。

問 1-6-2 社外監査委員の兼務社数

貴社における社外監査委員の他社の社外監査役等又は社外取締役の兼務状況についてご回答ください。

- | | | | |
|----------|---|---|---|
| 1. 0 社 | [|] | 人 |
| 2. 1 社 | [|] | 人 |
| 3. 2 社 | [|] | 人 |
| 4. 3 社 | [|] | 人 |
| 5. 4 社 | [|] | 人 |
| 6. 5 社以上 | [|] | 人 |

問 1-7 社内監査委員の前職

貴社の社内監査委員の前職についてご回答ください。

貴社の監査委員に就任する前の自社又は他社における前職のうち、代表的なものを選択してください。

同一人が複数の項目に当てはまる場合は、主要なもの一つにつきご入力ください。

社内監査委員がいない場合には、そのまま次の設問にお進みください。

- | | |
|------------------|----------|
| 1. 会長・副会長 | []人 |
| 2. 社長 | []人 |
| 3. 副社長 | []人 |
| 4. 専務・常務 | []人 |
| 5. 上記 1～4 以外の取締役 | []人 |
| 6. 執行役 | []人 |
| 7. 相談役・顧問・嘱託 | []人 |
| 8. 監査関係部長等 | []人 |
| 9. 監査関係以外の部長等 | []人 |
| 10. その他 | []人 |

問 1-8-1 監査委員以外の社外取締役の前職又は現職

貴社の監査委員以外の社外取締役の前職又は現職についてご回答ください。

同一人が複数の項目に当てはまる場合は、主要なもの一つにつきご入力ください。

なお、「現職」とは、貴社の社外取締役のほかに兼任している他社の役職員又は職業のことをいいます。

監査委員以外の社外取締役がいない場合には、そのまま次の設問にお進みください。

- | | |
|---------------------|----------|
| 1. 親会社の役職員 | []人 |
| 2. 親会社以外のグループ会社の役職員 | []人 |
| 3. 大株主の役職員 | []人 |
| 4. 取引銀行の役職員 | []人 |
| 5. 取引先の役職員 | []人 |
| 6. 会社と無関係な会社の役職員 | []人 |
| 7. 公認会計士又は税理士 | []人 |
| 8. 弁護士 | []人 |
| 9. 大学教授 | []人 |
| 10. 官公庁 | []人 |
| 11. その他 | []人 |

※グループ会社とは、当該親会社及び会社法第 2 条 3 号に定める「当該親会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該親会社とその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」を指し、具体的には当該親会社の他の子会社（兄弟会社）

及び他の子会社の子会社（孫会社）等を含みます（会社法第2条3号の2に定める「子会社等」も含みます）。

問 1-8-2 監査委員以外の社外取締役の兼務社数

貴社における監査委員以外の社外取締役の他社の社外監査役等又は社外取締役の兼務状況についてご回答ください。

監査委員以外の社外取締役がない場合には、そのまま次の設問にお進みください。

1. 0社 []人
2. 1社 []人
3. 2社 []人
4. 3社 []人
5. 4社 []人
6. 5社以上 []人

問 1-9 社外取締役と会社との関係

貴社における社外取締役（監査委員を含む）と会社との関係についてご回答ください。

同一人が複数の項目に当てはまる場合は、主要なもの一つにつきご入力ください。

1. CEO・役員の個人的知己・友人 []人
2. CEO・役員の家縁者 []人
3. 会社の資本・取引関係 []人
4. 日本経団連等財界活動 []人
5. 学者等著名人（書籍・マスコミ） []人
6. 日本弁護士連合会等 []人
7. その他諸団体 []人
8. 人材派遣業等の紹介 []人
9. 上記1-8に該当せず会社と全く無関係 []人
10. その他 []人

※「1. CEO・役員の個人的知己・友人」「2. CEO・役員の家縁者」については、CEO、役員のみに関係する場合に選択してください。それ以外の場合は「3. 会社の資本・取引関係」を選択してください。

問 1-10 女性役員の人数

貴社の取締役（社外も含む）における女性の人数について、直近の株主総会の前後で変化はありましたか。株主総会前の人数と、株主総会後の人数をご回答ください。

該当がない箇所は、空欄のままお進みください。

	総会前	→	総会后
1. 常勤社内の監査委員	[]人	→	[]人
2. 常勤社外の監査委員	[]人	→	[]人
3. 非常勤社内の監査委員	[]人	→	[]人
4. 非常勤社外の監査委員	[]人	→	[]人
5. 社外取締役（監査委員以外）	[]人	→	[]人
6. 社内取締役（監査委員以外）	[]人	→	[]人

問 1-11 独立役員の届出状況

上場会社の方にお尋ねします。

証券取引所で規定する独立役員の届出状況についてご回答ください。

- | | |
|---|------|
| 1. 独立役員として届出た社外取締役の人数 | []人 |
| 2. うち監査委員の人数 | []人 |

問 2 監査委員会の運営状況

全回答者にお尋ねします。

問 2-1 監査委員会の委員長・議長

監査委員会の委員長・議長は誰が務めていますか。当てはまるものを選択してください。

1. 社外常勤監査委員
2. 社外非常勤監査委員
3. 社内常勤監査委員
4. 社内非常勤監査委員
5. 特に定めていない

問 2-2 監査委員会における議事の原案作成者

監査委員会における議事の原案の作成者は誰ですか。当てはまるものすべてを選択してください。(複数回答可)

1. 社内委員
2. 社外委員
3. 監査委員会事務局
4. 執行事務局
5. その他

問 3 監査委員会事務局スタッフ

全回答者にお尋ねします。

問 3-1 監査委員会事務局スタッフの人数

貴社の監査委員会事務局スタッフ（監査委員会の補助使用人、以下同じ）の人数を属性別にご回答ください。

該当項目のみ数字をご入力ください。

監査委員会事務局がない場合は、「6」を選択して問 4 へお進みください。

1. 監査委員会事務局専属スタッフ []人
2. 三委員会事務局兼務スタッフ []人
3. 指名委員会事務局兼務スタッフ []人
4. 報酬委員会事務局兼務スタッフ []人
5. その他部署との兼務スタッフ []人
6. 監査委員会事務局はない

→問 4 へ

※ 複数の委員会に共通する事務局スタッフを置いている場合について、当該スタッフが総務部や人事部など他部署のスタッフを兼務している者については、委員会事務局業務が主たる業務であれば「2」～「4」を、その他の部署の業務が主たる業務であれば、「5」を選んで下さい。

問 3-2 監査委員会事務局スタッフの兼務部署

問 3-1 で「5. その他部署との兼務スタッフ」に「1」以上をご入力された方にお尋ねします。

監査委員会事務局スタッフが兼務している他の部署はどこですか。

同一人が複数の選択肢に該当する場合は、主要なもの一つを選択してください。

他部署との兼務スタッフがいない場合は、空欄のまま次の質問へお進みください。

- | | |
|------------|----------|
| 1. 総務系 | []人 |
| 2. 法務系 | []人 |
| 3. 経理・財務系 | []人 |
| 4. 経営企画系 | []人 |
| 5. 内部監査部門系 | []人 |
| 6. その他 | []人 |

問 3-3 監査委員会事務局スタッフに対する人事同意権等の有無

問 3-1 で「6. 監査委員会事務局はない」以外を選択された方にお尋ねします。

貴社では、監査委員会事務局スタッフに対する人事同意権等がありますか。当てはまるものを選択してください。

1. 専属・兼務に関わらず同意権等がある
2. 専属のみ同意権等がある
3. ない

問 4 内部監査部門等

全回答者にお尋ねします。

問 4-1 内部監査部門等のスタッフ数

貴社の内部監査部門等（監査部、内部監査室などいわゆる内部監査機能を有する部署、以下同じ）のスタッフの人数についてご回答ください。

該当項目のみ数字をご入力ください。

- | | |
|----------------|----------|
| 1. 専属スタッフ | []人 |
| 2. 他部署との兼務スタッフ | []人 |
| 3. 内部監査部門等はない | →問 5 へ |

問 4-2 内部監査部門等の部門長の役職

問 4-1 で「1. 専属スタッフ」または「2. 他部署との兼務スタッフ」のいずれかに「1」以上をご入力された方にお尋ねします。

内部監査部門等の部門長の役職をご回答ください。

1. 執行役
2. 部長職
3. その他

問 4-3 監査委員会による内部監査部門等の部門長への人事同意権の有無

問 4-1 で「1. 専属スタッフ」または「2. 他部署との兼務スタッフ」のいずれかに「1」以上をご入力された方にお尋ねします。

監査委員会による内部監査部門等の部門長への「人事同意権」はありますか。当てはまるものを選択してください。

1. 人事同意権がある
2. 人事同意権はないが、意見を表明している
3. 人事同意権はなく、意見も表明していない

問 4-4 監査委員会による内部監査部門等への指示等

問 4-1 で「1. 専属スタッフ」または「2. 他部署との兼務スタッフ」のいずれかに「1」以上をご入力された方にお尋ねします。

監査委員会は、内部監査部門等に対して、調査等を指示する権限が社内規則で定められていますか。また、監査委員会は社内規則に規定された権限を行使して指示をしたことや、社内規則に規定がない場合でも依頼をしたことがありますか。当てはまるものを選択してください。

1. 社内規則で権限が規定されており、その権限を行使したことがある
2. 社内規則で権限が規定されているが、その権限を行使したことはない
3. 社内規則で権限は規定されていないが、依頼をしたことがある
4. 社内規則で権限は規定されておらず、依頼をしたこともない
5. その他

問 4-5 内部監査部門の組織上の位置づけ

問 4-1 で「1. 専属スタッフ」または「2. 他部署との兼務スタッフ」のいずれかに「1」以上をご入力された方にお尋ねします。

貴社における内部監査部門の組織上の位置づけについて、当てはまるものを選択してください。

1. 社長に直属している
2. その他の執行役に直属している
3. 取締役会に直属している
4. 監査委員会に直属している
5. その他

問 4-6 内部監査部門からの報告（平時）

問 4-1 で「1. 専属スタッフ」または「2. 他部署との兼務スタッフ」のいずれかに「1」以上をご入力された方にお尋ねします。

内部監査部門による平時の報告の態様について、当てはまるものを選択してください。

1. 内部監査部門を所管する役員（社長が所管している場合を含む）のみに報告される
2. 取締役会のみに報告される
3. 監査委員会のみに報告される
4. 上記「1」若しくは「2」が正式報告先であり、監査委員会は報告の写送付先である
5. 監査委員会が正式報告先であり、上記「1」若しくは「2」は報告の写送付先である
6. 上記「1」若しくは「2」、及び監査委員会ともに正式報告先である
7. その他（具体的にご記入ください。）

問 4-7 内部監査部門からの報告（有事）

問 4-1 で「1. 専属スタッフ」または「2. 他部署との兼務スタッフ」のいずれかに「1」以上をご入力された方にお尋ねします。

内部監査部門によって、社長等執行のトップの不祥事が発見された場合等（有事）の内部監査部門の報告の態様について、当てはまるものを選択してください。

1. 取締役会のみに報告される
2. 取締役会及び監査委員会に報告される
3. 監査委員会のみに報告される
4. その他

問 4-8 監査役等と内部監査部門との連携 1

問 4-1 で「1. 専属スタッフ」または「2. 他部署との兼務スタッフ」のいずれかに「1」以上をご入力された方にお尋ねします。

内部監査部門との監査対象・監査テーマ等の調整について、当てはまるものすべてを選択してください（複数回答可）。

1. 監査委員会主導で年度監査計画について調整している
2. 内部監査部門等主導で年度監査計画について調整している
3. 年度監査計画について調整しているが、どちらかが主導しているわけではない
4. (個別の) 監査日程について調整している
5. (個別の) 監査テーマについて調整している
6. 調整はしていない

問 4-9 監査役等と内部監査部門との連携 2

問 4-1 で「1. 専属スタッフ」または「2. 他部署との兼務スタッフ」のいずれかに「1」以上をご入力された方にお尋ねします。

内部監査部門と合同監査を実施していますか。当てはまるものを選択してください。

1. 全ての監査について合同監査を実施している
2. 往査先や監査テーマによっては合同監査を実施することがある
3. 合同監査を実施することはない

Ⅱ 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

問5 事業報告

問5 「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の記載の有無とその内容

公開会社の方にお尋ねします。

会社法により、公開会社については、その事業報告において、「監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実」(会社法施行規則 121 条 9 号)を記載することが求められています。

「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」として事業報告に記載した専門性や経歴はどのようなものですか。以下の選択肢に該当する人数をご入力ください。

1 人の監査委員につき複数の選択肢に該当する場合には、主要なもの一つを選択してください。該当者がなく記載を行わなかった場合は、空欄のまま次の設問へお進みください。

	監査委員(常勤者)		監査委員(非常勤者)	
	社内	社外	社内	社外
1. CFO 等、財務部門管掌役員の経験を有する	[]	[]	[]	[]人
2. 経理又は財務部門で相応の実務経験を有する	[]	[]	[]	[]人
3. 公認会計士・税理士など会計の有資格者である	[]	[]	[]	[]人
4. 金融機関出身者で相応の経験を有する	[]	[]	[]	[]人
5. 弁護士として相応の経験を有する	[]	[]	[]	[]人
6. 他社の取締役としての経験を有する	[]	[]	[]	[]人
7. 会計、監査論等の研究者である	[]	[]	[]	[]人
8. その他	[]	[]	[]	[]人

問6 内部統制システムに係る取締役会決議

全回答者にお尋ねします。

問6-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無

直近に終了した定時株主総会までの1年間（前回の定時株主総会の翌日以降、直近に終了した定時株主総会の終結時まで）において、内部統制システムに係る取締役会決議について、取締役会において見直しの決議を行いましたか。当てはまるものを選択してください。（なお、見直しの決議とは一旦内部統制システムが構築された場合の見直しを意味しており、内部統制システムの構築に係る決議は含まれません。）

1. 見直しの決議（内部統制システムを変更しない旨の決議を含む）を行った
→問6-2へ
2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備（構築・運用）状況に関する報告・検討を行った
→問6-4へ
3. 見直しの決議を行っておらず、内部統制システムの整備（構築・運用）状況に関する報告・検討も行っていない
→問6-4へ

問6-2 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目

問6-1で「1.見直しの決議を行った」を選択された方にお尋ねします。

直近に終了した定時株主総会までの1年間に見直した項目にはどのようなものがありますか。当てはまるものすべてを選択してください。（複数回答可）

1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
(会社法施行規則 112 条 1 項 1 号)
2. 上記1の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則 112 条 1 項 2 号)
3. 監査委員会の上記1の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(会社法施行規則 112 条 1 項 3 号)
4. 当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
(会社法施行規則 112 条 1 項 4 号)
5. 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(会社法施行規則 112 条 1 項 5 号)
6. 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(会社法施行規則 112 条 1 項 6 号)
7. 上記1～6のほか、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則 112 条 1 項 7 号)
8. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法 416 条 1 項 1 号ホ)
9. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(会社法施行規則 112 条 2 項 1 号)
10. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(会社法施行規則 112 条 2 項 2 号)
11. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則 112 条 2 項 3 号)
12. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法施行規則 112 条 2 項 4 号)

13. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (会社法施行規則 112 条 2 項 5 号)
14. 財務報告の適正性を確保するための体制
15. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
16. 企業理念・企業統治に関する考え方
17. その他

問 6-3 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機

問 6-1 で「1.見直しの決議を行った」を選択された方にお尋ねします。

当該見直しの契機はどのようなものでしたか。貴社の状況にもっとも近いものを選択してください。

1. 監査委員会の要請に基づいて見直した
2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した
3. 監査委員会と執行部門との協議に基づいて見直した
4. その他

問 6-4 事業報告における内部統制システムの構築・運用状況の開示

貴社が直近に作成した事業報告において、内部統制システムに係る取締役会決議の内容の概要のほかに、内部統制システムの構築・運用の状況に関する記載がなされていきましたか。当てはまるものを選択してください。

1. 十分に記載されている
2. ある程度記載されている
3. 記載されていない

問 7 監査報告の作成

全回答者にお尋ねします。

問 7-1 監査委員会における監査委員会監査報告作成の審議

監査委員会において、監査委員会監査報告の作成に関する審議は何回行いましたか。

監査委員会における審議回数 []回

問 7-2 監査委員会監査報告作成に至るまでの監査委員間の調整

監査委員会監査報告の作成に至るまでに、監査委員会以外で、監査委員間における調整はどのように行いましたか。当てはまるものすべてを選択してください。(複数回答可)

1. 社外監査委員を含め、すべての監査委員で調整を行った
2. 一部の監査委員のみで調整を行った
3. 事前の調整は行っていない
4. その他

問 7-3 監査報告書における監査委員の個別意見の付記

監査委員会の監査報告書において、監査委員の個別意見の付記（会社法施行規則 131 条 1 項、会社計算規則 129 条 1 項）はありましたか。

1. あった
2. なかった

問 8 決算短信

全回答者にお尋ねします。

問 8-1 決算短信作成の有無

貴社は「決算短信」の作成会社ですか。

1. 作成会社である →問 8-2 へ
2. 作成会社ではない →問 9 へ

※ 「決算短信」とは、東京証券取引所等の証券取引所がその自主規制である適時開示規則により、上場会社に対して決算内容の開示を求めた会社情報であり、通常、決算取締役会で決算案を承認したのち取引所の記者クラブで発表される慣例的な決算情報のことをいいます。

問 8-2 決算短信の取締役会付議状況

問 8-1 で「1.作成会社である」を選択された方にお尋ねします。

決算短信は、取締役会に付議されていますか。当てはまるものを選択してください。

1. 決議事項として付議されている
2. 報告事項として付議されている
3. 付議されていない

問 8-3 監査委員会の決算短信の監査

問 8-1 で「1.作成会社である」を選択された方にお尋ねします。

監査委員会は決算短信について監査していますか。

1. 監査している →問 8-4 へ
2. 監査していない →問 9 へ

※ 決算短信については監査委員会の法定監査はありませんので、「監査」の手続きや水準等につきましては各自のご判断にお任せいたします。

問 8-4 決算短信の監査内容

問 8-3 で「1.監査している」を選択された方にお尋ねします。

決算短信の監査内容について、以下の項目のうち当てはまるものすべてを選択してください。(複数回答可)

1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した
3. 決算短信のうち財務情報を監査した
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した

問 9 有価証券報告書

全回答者にお尋ねします。

問 9-1 有価証券報告書作成の有無

貴社は有価証券報告書作成会社ですか。

1. はい →問 9-2 へ
2. いいえ →問 10 へ

問 9-2 有価証券報告書の取締役会付議状況

問 9-1 で「1.はい」を選択された方にお尋ねします。

有価証券報告書は、取締役会に付議されていますか。当てはまるものを選択してください。

1. 決議事項として付議されている
2. 報告事項として付議されている
3. 付議されていない

問 9-3 有価証券報告書の提出時期 1

問 9-1 で「1.はい」を選択された方にお尋ねします。

有価証券報告書は、定時株主総会の終了前に提出することも可能ですが、貴社では、いつ提出しましたか。

株主総会終了までに提出していない限り、株主総会当日に提出した場合は「2」を選択してください。

1. 定時株主総会の終了前に提出した →問 9-4 へ
2. 定時株主総会の終了後に提出した →問 9-5 へ

問 9-4 有価証券報告書の提出時期 2

問 9-3 で「1. 定時株主総会の終了前に提出した」を選択された方にお尋ねします。

貴社では有価証券報告書をいつ提出しましたか。定時株主総会当日を基準にご回答ください。(例えば、前日であれば「1 日前」となります。)

定時株主総会の [] 日前に提出した

問 9-5 有価証券報告書の監査

問 9-1 で「1. はい」を選択された方にお尋ねします。

監査委員会は、有価証券報告書について監査していますか。

- 1. 監査している →問 9-6 へ
- 2. 監査していない →問 10 へ

※ 有価証券報告書については監査委員会の法定監査はありませんので、「監査」の手続きや水準等については各自のご判断にお任せいたします。

問 9-6 有価証券報告書の監査内容

問 9-5 で「1. 監査している」を選択された方にお尋ねします。

有価証券報告書の監査内容について、以下の項目のうち当てはまるものすべてを選択してください。(複数回答可)

- 1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した
- 2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した
- 3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した
- 4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した

問 10 定時株主総会における監査委員会に関連した質問等

全回答者にお尋ねします。

問 10-1 株主総会における監査委員会からの口頭報告

株主総会において、事業報告に先だって(若しくはその後)、監査委員会の委員より、監査結果について、貴社では口頭報告を行いましたか。

- 1. 行った
- 2. 行わなかった

問 10-2 株主総会における監査委員会に関連した質問

直近に終了した定時株主総会において、個々の監査委員に対する質問、あるいは、監査委員会又は監査に関連した質問がありましたか。

1. あった →問 10-3 へ
2. なかった →問 11 へ

問 10-3 株主総会における監査委員会に関連した質問内容

問 10-2 で「1. あった」を選択された方にお尋ねします。

質問内容はどのようなものでしたか。当てはまるものすべてを選択してください。(複数回答可)

1. 重点監査項目について
2. 実査・往査について
3. 企業集団の監査、子会社の調査について
4. 監査体制について
5. 経営者と監査委員会との意思疎通の状況について
6. 取締役会への出席について
7. 会計監査人の監査結果について
8. 会計監査人の独立性について
9. 会計監査人との連携について
10. 監査委員会の運営・議題について
11. 「社外」監査委員の独立性について
12. 「社外」監査委員の役割や意思疎通の状況等について
13. 監査委員の任期（含む重任、期中辞任）・員数・兼任状況について
14. 補欠役員の選任について
15. 監査委員会の監査結果について
16. 監査委員の財務・会計に関する知見について
17. 役員報酬について
18. 監査委員会監査報告の記載内容について
19. その他

問 10-4 株主総会における監査委員会に関連した質問への回答

問 10-2 で「1. あった」を選択された方にお尋ねします。

個々の監査委員に対する質問、あるいは、監査委員会又は監査に関連した質問に対し、(監査委員会又は監査に関連した質問については監査委員会を代表して) 監査委員は回答しましたか。

1. 監査委員が回答した
2. 監査委員は回答しなかった

Ⅲ 取締役会の状況と監査委員会の日常活動について

取締役会の状況と監査委員会の日常的な活動についてご回答ください。

問 11 他の委員会との連携の状況

全回答者にお尋ねします。

問 11 他の委員会との連携の状況

貴社では、どのようにして監査委員会と他の委員会間の連携をとっていますか。当てはまるものすべてを選択してください。(複数回答可)

1. 取締役会の場を通じて
2. 委員の兼任によって
3. 委員会間の連絡の場を別途設定
4. 各委員会の出入、陪席を自由とする
5. 委員会スタッフを通じた連携
6. その他

問 12 取締役会の状況

全回答者にお尋ねします。

問 12-1 取締役会の年間の開催数及び議案数

貴社取締役会における年間の開催数並びに決議事項、報告事項別の議案数（いずれも概数）についてご回答ください。

開催数	[]	件
決議事項	[]	件
報告事項	[]	件

問 12-2 取締役会の平均所要時間

貴社における取締役会の平均所要時間（概数）について当てはまるものを選択してください。

1. 1 時間未満
2. 1 時間以上～2 時間未満
3. 2 時間以上～3 時間未満
4. 3 時間以上～4 時間未満
5. 4 時間以上

問 12-3 取締役会の運営の変化

貴社の取締役会の運営に関する取組みについて、実施されているものすべてを選択してください。(複数回答可)

1. 取締役会の自己評価の実施
2. 資料の事前送付
3. 事前説明の実施 (社外取締役など一部を対象とする場合を含む)
4. 特になし
5. その他 (自由記載)

問 12-4 取締役会出席に際しての事前の情報提供 1

取締役会に出席するに際し、事前に情報提供を受けること (又は情報収集を行うこと) はありますか。ある場合はその経路について、当てはまるものすべてを選択してください。(複数回答可)

事前の情報提供がない場合は、「8」を選択して問 12-8 へお進みください。

1. 経営幹部から
2. 事前に定められた担当取締役から
3. 監査委員会事務局スタッフから (他部門からの情報収集を指示した場合を含む)
4. 取締役会事務局など執行側事務局から
5. 内部監査部門から
6. 内部監査部門以外の管理部門から
7. 担当営業部門から
8. 特になし →問 12-8 へ
9. その他

問 12-5 取締役会出席に際しての事前の情報提供 2

問 12-4 で「8. 特になし」以外を選択された方にお尋ねします。

事前に提供を受けた、もしくは収集した情報の監査委員間での伝達はどのように行っていますか。当てはまるものを選択してください。

1. 監査委員会で
2. (監査委員会を経ずに) 常勤の監査委員から
3. その他 (自由記載)

問 12-6 取締役会出席に際しての事前の情報提供 3

問 12-4 で「8. 特になし」以外を選択された方にお尋ねします。

取締役会に関する事前の情報提供は、開催日の平均何日前に行われますか。

[] 日前

問 12-7 取締役会における監査委員の発言状況

取締役会における監査委員の発言状況はどのようなものですか。貴社の状況として、当てはまるものすべてを選択してください。(複数回答可)

監査委員としての発言についての質問ですが、取締役としての発言との区別を意識していない場合も含め、ご回答ください。

1. 議長からの求めに応じて発言している
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している
3. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない
4. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない
5. その他

問 12-8 取締役会における監査委員の発言の内容

取締役会において、監査委員は、どのような観点から発言することに心がけていますか。以下のうち、当てはまるものすべてを選択してください。(複数回答可)

監査委員としての発言についての質問ですが、取締役としての発言との区別を意識していない場合も含め、ご回答ください。

1. 法令・定款への遵守性
2. 経営判断原則の履行の充分性
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度 (リスク管理の視点)
4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点
5. 過去の類似案件における対応、それとの差異
6. 同業他社における対応、それとの差異
7. 業務執行の当・不当を質す観点
8. 予算・収益計画の進捗を質す観点
9. 経営上のリスクテイクを促す観点
10. 株主に与える影響、株主利益の視点
11. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点
12. その他

問 13 取締役会以外の会議等における監査委員の発言状況等

全回答者にお尋ねします。

問 13-1 取締役会以外で出席する会議

取締役会以外で原則出席する会議はありますか。近いものを選択してください（複数回答可）。

「1. 経営会議など経営に関する重要会議」もしくは「4. 各種の委員会」を選択されていない方は問 14 へお進みください。

1. 経営会議など経営に関する重要会議 →問 13-2 へ
2. 執行役や部門長を対象とした事業の執行状況に関する会議
3. 部長級が出席する部門内会議
4. 各種の委員会 →問 13-8 へ
5. 関係会社決算説明会
6. 内部監査部門の監査報告会
7. 特になし →問 14 へ
8. その他

問 13-2 経営会議等への出席に際しての事前の情報提供 1

問 13-1 で「1. 経営会議など経営に関する重要会議」を選択された方にお尋ねします。

いわゆる「経営会議」など、取締役会以外で重要な意思決定がなされる会議（以下、「経営会議等」といいます）に出席するに際し、事前に情報提供を受けること（又は情報収集を行うこと）はありますか。ある場合はその経路について、当てはまるものすべてを選択してください。（複数回答可）

1. 経営幹部から
2. 事前に定められた担当執行役から
3. 監査委員会事務局スタッフから（他部門からの情報収集を指示した場合を含む）
4. 経営会議事務局など執行側事務局から
5. 内部監査部門から
6. 内部監査部門以外の管理部門から
7. 担当営業部門から
8. 特になし →問 13-5 へ
9. その他

問 13-3 経営会議等への出席に際しての事前の情報提供 2

問 13-2 で「8. 特になし」以外をご回答された方にお尋ねします。

事前に提供を受けた、もしくは収集した情報の監査委員間での伝達はどのような行っていますか。当てはまるものを選択してください。

1. 監査委員会で
2. (監査委員会を経ずに) 常勤の監査委員から
3. その他

問 13-4 経営会議等への出席に際しての事前の情報提供 3

問 13-3 で「8. 特になし」以外を選択された方にお尋ねします。

経営会議等に関する事前の情報提供は、開催日の平均何日前に行われますか。

[] 日前

問 13-5 経営会議等における監査委員の発言状況

問 13-1 で「1. 経営会議など経営に関する重要会議」を選択された方にお尋ねします。

経営会議等における監査委員の発言状況はどのようなものですか。貴社の状況として、当てはまるものすべて選択してください。(複数回答可)

監査委員としての発言についての質問ですが、取締役としての発言との区別を意識していない場合も含め、ご回答ください。

1. 議長からの求めに応じて発言している
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している
3. 代表取締役及びほかの取締役や執行役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、経営会議等においてはあまり発言する必要がない
4. 代表取締役及びほかの取締役や執行役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、経営会議等においてもほとんど発言していない
5. その他

問 13-6 経営会議等における監査委員の発言内容

問 13-1 で「1. 経営会議など経営に関する重要会議」を選択された方にお尋ねします。

経営会議等において、監査委員は、どのような観点から発言することに心がけていると思われますか。以下のうち、当てはまるものすべてを選択してください。(複数回答可)

監査委員としての発言についての質問ですが、取締役としての発言との区別を意識していない場合も含め、ご回答ください。

1. 法令・定款への遵守性
2. 経営判断原則の履行の充分性
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度（リスク管理の視点）
4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点
5. 過去の類似案件における対応、それとの差異
6. 同業他社における対応、それとの差異
7. 業務執行の当・不当を質す観点
8. 予算・収益計画の進捗を質す観点
9. 経営上のリスクテイクを促す観点
10. 株主に与える影響、株主利益の視点
11. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点
12. その他

問 13-7 経営会議等における監査委員の意見による執行側提案への影響

問 15-1 で「1. 経営会議など経営に関する重要会議」を選択された方にお尋ねします。

監査委員の意見が、経営会議等における執行側の提案に対して何らかの影響を及ぼしたことはありますか。当てはまるものを選択してください。

1. 執行側提案に影響を与えたことがある（具体的内容を記載）
2. 監査委員は取締役・執行役と日常的に十分にコミュニケーションが取れており、改めて経営会議等において監査委員が指摘しなければならない事態は生じていない
3. 監査委員は、必要に応じて経営会議等において指摘をしており、その指摘については真摯に受けとめてもらえるものの、決定に影響を与えたことはない
4. 監査委員は、必要に応じて経営会議等において指摘をしているが、その指摘を真摯に受け止めてもらえない
5. 監査委員が指摘しなければならないような状況は生じていない
6. その他（自由記載）

問 13-8 出席する委員会

問 13-1 で「4.各種の委員会」を選択された方にお尋ねします。

出席される具体的な委員会は何ですか。当てはまるものすべてを選択してください。
(複数回答可)。

1. 指名委員会
2. 人事委員会（取締役以外の人事）
3. 報酬委員会
4. ガバナンス委員会
5. コンプライアンス委員会
6. 内部統制委員会
7. リスク管理委員会
8. その他

問 14 監査委員会の日常活動等

全回答者にお尋ねします。

問 14-1 個別事象に対する監査委員の対応

貴社において、将来重大な問題に発展するおそれがあると思われる事象が生じた時、監査委員会はどのような対応を取りましたか。当てはまるものすべてを選択してください。(複数回答可)

1. 当該事象に関する情報の収集に努めた
2. 関係する取締役から事情を聞いた
3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った
4. 当該事象の存在について、社長に対して直接報告・説明をした
5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした
6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった
7. 上記以外の対応
8. そのような局面に遭遇することはなかった

問 14-2 社長・経営トップとの対話機会

取締役会以外で、社長・会長など経営トップと対話する機会が年間に何回（概数）ありますか。当てはまるものを選択してください。

1. 1～2回
2. 3～4回
3. 5～10回
4. 11回以上
5. なし

問 14-3 執行役との情報共有

執行役との情報共有について、当てはまるものを選択してください（複数回答可）。

1. 執行役から経営に関する重要事項について、定期的に報告を受ける
2. 執行役から経営に関する重要事項について、必要に応じて報告を受ける
3. 特になし
4. その他（自由記載）

問 14-4 監査委員でない社外取締役との連携

監査委員でない社外取締役との連携について、当てはまるものをすべて選択してください（複数回答可）。

1. 監査委員会に出席してもらっている
2. 常勤の監査委員が定期的に情報提供もしくは意見交換をしている
3. 常勤の監査委員が必要に応じ情報提供もしくは意見交換をしている
4. 社外の監査委員が情報提供もしくは意見交換をしている
5. 特に情報提供もしくは意見交換はしていない
6. 監査委員でない社外取締役はいない

問 14-5 監査委員でない社外取締役との意見交換等の頻度

問 14-4 で「5.特に情報提供もしくは意見交換はしていない」または「6.監査委員でない社外取締役はいない」以外を選択された方にお尋ねします。

監査委員でない社外取締役と意見交換等をする機会が年に何回（概数）ありますか。当てはまるものを選択してください。

1. 1～2回
2. 3～4回
3. 5～10回
4. 11回以上
5. なし

問 15 会計監査人の報酬同意又は選任議案の決定プロセスについて

全回答者にお尋ねします。

本問については直近に行われた会計監査人の報酬同意及び選任等の状況についてご回答ください。なお、ご回答日時点で最終的な監査契約の締結には至っていなくても、実質的に同意等がなされている場合は当該状況をご回答ください。

問 15-1 担当執行役等からの情報提供

監査委員会が会計監査人の報酬額に同意するに当たり、担当執行役又は会社担当部署（以下、「担当執行役等」という）から説明又は情報提供はありましたか。

1. あった →問 15-2 へ
2. なかった →問 15-3 へ

問 15-2 担当執行役等からの情報提供の時期

問 15-1 で、「1. あった」を選択された方にお尋ねします。

担当執行役等から説明又は情報提供があったのは、いつですか。複数回あった場合は、当てはまるものすべてを選択してください。（複数回答可）

1. 報酬原案（当初案）が作成される前の段階
2. 報酬原案（当初案）が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階
3. 報酬原案（当初案）が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階
4. 報酬原案（当初案）が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階

問 15-3 会計監査人からの情報提供

監査委員会が会計監査人の報酬額に同意するに当たり、会計監査人から報酬及び報酬額の算定根拠に関する説明又は情報提供はありましたか。

1. あった →問 15-4 へ
2. なかった →問 15-5 へ

問 15-4 会計監査人からの情報提供の時期

問 15-3 で、「1. あった」を選択された方にお尋ねします。

会計監査人から説明又は情報提供があったのは、いつですか。複数回あった場合は、当てはまるものすべてを選択してください。(複数回答可)

1. 報酬原案（当初案）が作成される前の段階
2. 報酬原案（当初案）が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階
3. 報酬原案（当初案）が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階
4. 報酬原案（当初案）が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階

問 15-5 執行部門と会計監査人の折衝状況の把握

監査委員会は、執行部門と会計監査人の折衝状況を把握していましたか。当てはまるものを選択してください。

1. 十分把握していた
2. ある程度把握していた
3. 把握は不十分であった
4. 全く把握していなかった

問 15-6 会計監査人の報酬額の取締役会付議状況

貴社では、会計監査人の報酬額について、取締役会に付議されていますか。当てはまるものを選択してください。

1. 決議事項として付議されている
2. 報告事項として付議されている
3. 付議されていない

問 15-7 会計監査人選任議案の決定プロセス

貴社における会計監査人の選任プロセスについて、近いものを選択してください。

1. 執行側で原案を作成し、それを監査委員会で決定する。原案が否決された場合は、執行側で代替案を作成させる
2. 執行側で原案を作成し、それを監査委員会で決定する。ただし、原案が否決された場合は、監査委員会で代替案を作成する
3. 原案の作成等は監査委員会側が主導権を持って準備するが、情報の入手等については執行側を活用する
4. 性質上執行側が対応すべきものを除き、原案の作成等を含め監査委員会側が自ら準備する
5. その他

問 15-8 会計監査人の選任又は再任

貴社では、今期新たに会計監査人を選任しましたか。あるいは前期から引き続き同じ会計監査人を再任しましたか。当てはまるものを選択してください。

1. 今期新たに選任した →問 16 へ
2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した →問 15-9-1 へ
3. その他 →問 16 へ

問 15-9-1 会計監査人の再任に関する監査委員会における審議等

問 15-8 で「2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した」を選択された方にお尋ねします。

貴社では、会計監査人の再任に関し、監査委員会で審議、もしくは監査委員間で協議・確認等を行いましたか。当てはまるものを選択してください。

1. 監査委員会で審議した
2. 監査委員会で審議していないが、監査委員間の確認を取った
3. 監査委員会で審議しておらず、また、監査委員間の確認も取っていない

問 15-9-2 会計監査人の「再任」に関する経営執行部からの確認依頼

問 15-8 で「2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した」を選択された方にお尋ねします。

貴社では、会計監査人の再任に際して、経営執行部から監査委員会に対して確認の依頼がありましたか。当てはまるものを選択してください。

1. 書面で確認の依頼があった
2. 口頭で確認の依頼があった
3. 書面でも口頭でも確認の依頼はなかった

問 15-9-3 会計監査人の「再任」に関する監査委員会の決定

問 15-8 で「2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した」を選択された方にお尋ねします。

貴社では、会計監査人の再任に際して、監査委員会はどのように対応していますか。近いものを選択してください。

1. 監査委員会の決定を書面で提出した
2. 監査委員会の決定の旨を口頭で伝えた
3. 監査委員会から決定について何も伝えなかった

※ 法律上、会計監査人は、定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされます（会社法 338 条 2 項）。この場合、監査委員会の決定は求められていません。しかし、監査委員会が、会計監査人の再任に関して、事業年度毎に審議しその内容を議事録に残すことは、会計監査人の職務遂行状況を定期的に評価するとともに、その選任の在り方につき適正手続を確保する上で重要と考えられます。

問 15-10 会計監査人の評価基準について

監査委員会による、会計監査人の評価基準の策定について当てはまるものを選択してください。

1. 日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考にして策定した会計監査人の評価基準を有する。
2. 日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考にせず策定した会計監査人の評価基準を有する。
3. 会計監査人の評価基準を策定する予定はなく、会計監査人の品質管理体制や監査活動について適宜判断する。
4. その他（実施項目にない項目等があればご記入ください）

問 16 財務報告内部統制報告制度への対応

全回答者にお尋ねします。

問 16-1 財務報告内部統制報告書の提出会社

貴社は、金商法上の財務報告内部統制報告書の提出会社ですか。

1. 提出会社である →問 16-2 へ
2. 提出会社ではない →問 17 へ

問 16-2 財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携

問 16-1 で「1. 提出会社である」を選択された方にお尋ねします。

監査委員会が監査人との間で行った情報・意見交換の内容について、以下のうち、貴社で実施した項目として当てはまるものすべてを選択してください。(複数回答可)

1. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査人の監査計画について報告・説明を受けた
2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査委員会の監査計画を監査人に説明した
3. 四半期に 1 回以上、四半期決算報告聴取時などに監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた
4. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)
5. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「口頭で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)
6. 監査委員会監査報告作成後定時株主総会前に、監査人から財務報告内部統制監査の結果について報告・説明を受けた(監査人から執行部門への報告の際に取締役が立ち会った場合を含む)

問 17 監査委員会への報告体制について

全回答者にお尋ねします。

問 17-1 監査委員会への報告体制

会社法では、いわゆる内部統制システムとして整備すべき体制の一つとして「当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制」(会社法施行規則 112 条 1 項 4 号)が規定されています。

貴社では、当該体制が十分に整備(構築又は運用)されていると思われませんか。当てはまるものを選択してください。

1. 体制の構築も運用も十分になされている
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない

問 17-2 監査委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制

会社法では、内部統制システムとして整備すべき体制の一つとして「監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」（会社法施行規則 112 条 1 項 5 号）が規定されています。

貴社では、当該体制が十分に整備（構築及び運用）されていると思われませんか。当てはまるものを選択してください。

1. 体制の構築も運用も十分になされている
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない
4. その他

問 17-3 監査委員会の費用等に係る体制

会社法では、内部統制システムとして整備すべき体制の一つとして「監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」（会社法施行規則 112 条 1 項 6 号）が規定されています。

貴社では、当該体制が十分に整備（構築及び運用）されていると思われませんか。当てはまるものを選択してください。

1. 体制の構築も運用も十分になされている
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない
4. その他

問 17-4 内部通報制度

貴社には内部通報制度が設けられていますか。当てはまるものを選択してください。

1. 内部通報制度がある →問 17-5 へ
2. 内部通報制度はない →問 18 へ

問 17-5 監査委員会への通報窓口

問 17-4 で「1. 内部通報制度がある」を選択された方におたずねします。

貴社の内部通報制度では監査委員会（もしくは特定の監査委員）は通報窓口の一つになっていますか。

1. 監査委員会（もしくは特定の監査委員）は内部通報の窓口の一つになっている
2. 監査委員会（もしくは特定の監査委員）は内部通報の窓口になっていない

問 18 監査委員の報酬

全回答者にお尋ねします。

問 18 の各設問へのご回答は任意です。なお、ご回答いただきました内容につきましては、個人や企業名が特定される形で利用されたり、公表されることはありません。

問 18-1 監査委員の報酬等の制度

貴社の監査委員の報酬等の制度として、どのようなものがありますか。当てはまるものすべてを選択してください。(複数回答可)

「3. 賞与の支給制度」を選択されていない方は、問 18-3 にお進みください。

1. 月額報酬（定額基本給＋業績連動給）
2. 月額報酬（定額基本給のみ）
3. 賞与の支給制度 →問 18-2 へ
4. 退職慰労金の支給制度
5. スtock・オプションの支給制度

問 18-2 監査委員への賞与の支給

問 18-1 で「3. 賞与の支給制度」を選択された方にお尋ねします。

直近に終了した事業年度において、監査委員への賞与の支給はありましたか。

1. 監査委員への賞与の支給があった
2. 監査委員への賞与の支給はなかった

問 18-3 監査委員の年額報酬額

監査委員の年額報酬レベル（ストック・オプション、退職慰労金を除く）について、貴社に在職するすべての監査委員につき、その報酬レベルに該当する人数をご入力ください。

	社内常勤	社外常勤	社内非常勤	社外非常勤
1. ～200 万円未満	[]人	[]人	[]人	[]人
2. 200 万円以上～500 万円未満	[]人	[]人	[]人	[]人
3. 500 万円以上～750 万円未満	[]人	[]人	[]人	[]人
4. 750 万円以上～1,000 万円未満	[]人	[]人	[]人	[]人
5. 1,000 万円以上～1,250 万円未満	[]人	[]人	[]人	[]人
6. 1,250 万円以上～1,500 万円未満	[]人	[]人	[]人	[]人
7. 1,500 万円以上～1,750 万円未満	[]人	[]人	[]人	[]人
8. 1,750 万円以上～2,000 万円未満	[]人	[]人	[]人	[]人
9. 2,000 万円以上～2,500 万円未満	[]人	[]人	[]人	[]人
10. 2,500 万円以上～3,000 万円未満	[]人	[]人	[]人	[]人
11. 3,000 万円以上	[]人	[]人	[]人	[]人

問 18-4 常勤監査委員の月額報酬レベル

監査委員に常勤者がいる会社にお尋ねします。

貴社の監査委員のうち常勤者の報酬は、執行役等と比較し、どのレベルですか。月額報酬のみについて、最も近いものに該当する人数をご入力ください。

	社内常勤	社外常勤
1. 執行役社長	[]人	[]人
2. 執行役副社長	[]人	[]人
3. 専務執行役	[]人	[]人
4. 常務執行役	[]人	[]人
5. 執行役（部長兼務者を含む）	[]人	[]人
6. 執行役ではない部長	[]人	[]人
7. その他	[]人	[]人

問 18-5 三委員会の委員の手当

貴社では、三委員会の委員には、取締役としての報酬のほかに、委員としての手当が支給されていますか。当てはまるものを選択してください。

1. 委員会の委員には、三委員会同額の手当が支給されている
2. 三委員会それぞれに手当があるが、監査委員には他の委員より多額の手当が支給されている
3. 監査委員のみに手当が支給されている
4. どの委員会の委員にも手当は支給されていない
5. その他

IV 会社法改正の影響について

問 19 機関設計の変化

全回答者にお尋ねします。

問 19-1 監査等委員会設置会社への移行 1

貴社では、今次の会社法改正により創設された「監査等委員会設置会社」（会社法第 2 条 11 号の 2、第 399 条の 2 乃至 14）への移行を検討していますか。当てはまるものを選択してください。

1. 移行する予定である（決定している）
2. 検討している（今後検討する予定である）し、移行に強い関心を持っている
3. 検討している（今後検討する予定である）が、まだ方向性は出ていない
4. 検討している（今後検討する予定である）が、移行に否定的である
5. 検討していないし、今後も検討の予定はない →問 20 へ
6. その他（自由記載欄にご記入ください） →問 20 へ

問 19-2 監査等委員会設置会社への移行 2

問 19-1 で「1」～「4」を選択された方にお尋ねします。

「監査等委員会設置会社」への移行の検討契機として、当てはまるものすべてを選択してください。（複数回答可）

1. 監査委員（会）が提案した
2. 代表取締役等が提案した
3. 執行部門が提案した
4. 親会社が提案した
5. その他（自由記載欄にご記入ください）

問 20 責任限定契約

全回答者にお尋ねします。

問 20-1 責任限定契約 1

貴社では責任限定契約について、定款に規定を設けていますか。当てはまるものを選択してください。

1. 社外取締役のみを対象とした規定を設けている
2. 非業務執行取締役全員を対象とした規定を設けている
3. 責任限定契約についての規定を設けていない

→問 21 へ

問 20-2 責任限定契約 2

貴社では、非業務執行役員のうち誰が実際に責任限定契約を締結していますか、あるいは今後締結する予定ですか。当てはまるものすべてを選択してください。(複数回答可)

※ 複数名のうち、一部の方が締結する場合(例：社外非常勤の監査委員 2名のうち、1名が締結など)も該当するものとして選択してください。

1. 社外取締役(監査委員以外)
2. 社外非常勤の監査委員
3. 社外常勤の監査委員
4. 社内非常勤の監査委員
5. 社内常勤の監査委員
6. 定款に規定は設けているが、実際の契約は締結しない
7. その他

V コーポレートガバナンス・コードへの対応

問 21 コーポレートガバナンス・コードによる変化

全回答者にお尋ねします。

問 21 コーポレートガバナンス・コードによる変化

平成 27 年 6 月に制定されたコーポレートガバナンス・コードを受けて、貴社において何らかの変化がありましたか。当てはまるものすべてを選択してください。(複数回答可)

1. 株主総会以外の株主との接点・対話の機会の増加
2. 取締役会における審議案件の絞り込み
3. 職責を全うするためのトレーニングの機会の拡充
4. 特に変化はない
5. 非上場であり該当しない
6. その他（具体的にご記入ください）

アンケートは以上です。
ご協力ありがとうございました。